

# 岡山県エッセイストクラブ規約

## (総則)

- 第一条 本クラブは岡山県エッセイストクラブという。
- 第二条 本クラブは岡山県在住または出身者及び関係者、ならびに賛助する会員で組織する。
- 第三条 本クラブは一切の政治的、宗教的活動に関わらない。

## (目的と事業)

- 第四条 本クラブは上質なエッセイをめざす。
- 第五条 本クラブは前条の目的と会員の親睦をはかるため次の事業を計画する。
- 一、研修会・講演会
  - 二、作品集の刊行、クラブニュースの発行、ホームページの掲載
  - 三、その他会員の要望に応じた行事
- 第六条 本クラブの入会は理事会の承認を必要とし、退会は理事会に届け出る。

## (機関と役員)

第七条 本クラブには次の機関を置く。

- 一、総会
  - 二、理事会
- 第八条 総会は年一回開く。ただし会長の招集で臨時総会を開くことができる。
- 第九条 次の事項は総会で決定する。

- 一、前年度の事業報告と決算報告
  - 二、次年度の活動方針と予算案
  - 三、理事・会計幹事の選出
  - 四、その他の重要事項
- 第十条 本クラブは理事会で運営し会長は本クラブを代表し、副会長は会長事故ある時はこれを代行する。

- 一、総会で選出される理事は若干名とする。
  - 二、理事候補者は、理事選挙管理委員会が受け付ける。
  - 三、総会で選出される会計幹事は二名とする。
  - 四、理事会の互選で会長・副会長・理事長を選ぶ。
- 四 理事会が提案し総会で承認されれば名誉会長・顧問・特別会員を置くことができる。

第十一条 会長及び会長以外の役員は任期を二年とするが、再任することができる。ただし再任の任期は一年とする。(あ)

## (会計)

- 第十二条 本クラブの会計は会費と寄付金、協力金、助成金で運営する。
- 一、本クラブの会員は年間参千円の会費を納める。期中入会の会費は、別途細則に定める。
  - 二、一年以上会費を納入しない場合は退会扱いとする。
  - 三、資金の運用については本会の公的事业に限定し、会長の承認を得ることにする。
  - 四、慶弔費、旅費は別途細則に定める。

## (その他)

第十三条 本クラブの規約は設立総会の承認で発効し、以降は総会で改正することができる。

## (附則)

- 一、本規約は平成十四年三月三十一日より有効とする。
- 二、本規約は平成十五年、平成十八年、平成十九年、平成二十四年四月の総会で一部改正し

- 三、本規約は平成二十六年四月の総会で一部改正した。  
四、本規約は平成二十八年四月の総会で一部改正した。  
五、本規約は平成三十年四月十五日の総会で一部改正した。  
改正と同時に施行する。
- (あ)

※(あ)は改正した条項